

# 文教くらし委員会記録

開催日時 平成29年9月26日(火) 13:04~15:00

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

中村 昭 委員長  
中川 崇 副委員長  
藤野 良次 委員  
岡 史朗 委員  
阪口 保 委員  
安井 宏一 委員  
宮本 次郎 委員  
米田 忠則 委員  
出口 武男 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 請願の審査について

請願第5号 県立高等学校への空調設備設置に関する請願書

(2) その他

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室をしていただきますので、ご承知おきをよろしくお願いいたします。

案件に入ります前に、当委員会に関係する提出議案は、お手元に参考配付の平成29年9月定例会提出議案一覧のとおり、予算審査特別委員会に付託される補正予算のみであり、当委員会に付託された議案はありません。

なお、議案の説明につきましては、9月8日の議案説明会で行われたため省略いたしますが、議案説明会の資料、ピンク色の表紙の資料のうち当委員会所管部局分の資料は、参

考配付の平成29年9月定例会提出議案一覧に記載のページ番号をご参照願います。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました請願の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご承知願います。

それでは、案件に入ります。

まず、請願の審査を行います。

6月定例会で当委員会に付託され、継続審査となっております請願第5号、県立高等学校への空調設備設置に関する請願書について、質疑があればご発言を願います。

なければ、これを持ちまして質疑を終了いたします。

続きまして、請願第5号につきまして採決に入ります前に、委員の意見を求めます。

ご発言のある方はご発言願います。

○**阪口委員** 創生奈良の会派としての意見です。前回同様、趣旨につきましては前日も発言をいたしておりますので、継続審議でお願いします。

○**中川副委員長** 私も継続でよいかと思います。以上です。

○**藤野委員** 民進党としましては、この空調設備設置は以前から求められていることは、先般の委員会でも申し上げております。しかしこの文教くらし委員会で恐らく全員一致という思いはあると、このように思いますので、委員会として一致でまとめていただく委員長のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

○**岡委員** 今、藤野委員からも発言がありましたけれども、基本的にはうちもこのことについては何ら反対するものではありませんが、やはり全会一致で、皆さんで気持ちよく運べたら一番ありがたいかと思っておりますので、もう少し時間をかけて、継続ということでもう一回ご検討をお願いしたいと思っております。

○**宮本委員** 私どもも、この趣旨は全くそのとおりで賛成であります。これまでのご意見ですと、全会で一致してできるということでしたら、12月議会で全部の会派でまとめて紹介議員になるという方向が望ましいのではないかと考えておりますので、その方向で調整を図っていただければ、継続審議でお願いしたいと思っております。

○**安井委員** うちの会派から紹介議員としてこの請願書を提出したわけですがけれども、これは会派という一つの意見ではなく、やはり保護者の方々から早くつけていただきたいという、そういう願いがある請願なのです。ですので、会派對会派というものでなく、ぜひとも県として協議をしてこの請願書の趣旨を、よく理解いただくと。しかし、議会の議決

がないと進めないのが現状ですので、今大体お聞きしましたら、継続審査にして一致できればやるということですので、ぜひともその採択をできるようにご配慮いただくということで、今回は継続で結構かと思います。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、これより採決を行います。

請願第5号の採決については、継続審査の発言がありましたので、まず継続審査について起立により採決いたします。

請願第5号について、継続審査とすることに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

ありがとうございます。ご着席ください。

起立多数であります。よって、請願第5号は、継続審査とすることに決しました。

これをもちまして請願の審査は終わります。

次に、その他の事項も含めまして質問があればご発言願います。

○吉田教育長 質問に入ってください前に、過日の初度委員会で、中川副委員長から、県立高等学校の今後の配置をどうするのかという件で、オープンな議論をということで私も約束をさせていただきました。このことについて、きのう教育委員会の定例会がありまして、今後、教育委員会で臨時会を開催し、議論をしていくということに決定しました。今後、教育委員会においては、県立高等学校の適正化の計画、我々は適正化と呼んでおりますけれども、その計画の総論また各論については議論を集中的にしていきたいということで、臨時会を10月3日には1回目を予定しておりますけれども、この臨時会を月1回程度開催をしていきたいと思っております。この議論においては、単に中学校卒業者の減少への対応だけではなく、県立高校の今後のあり方も含めて幅広く議論をしていきたいと思っております。また、環境整備がどうあるべきか、耐震のこともあります。そういったことも議論に含めてまいりたいと思っております。

なお、この臨時会の議論を深めるためには、県内各地域ごとに、今考えているのは北部、中西部、南東部あたりの3つのブロックに分けて、そして地元の教育関係者による協議会を設置して、その中でいろいろな意見をいただいて、その意見をまた臨時会でもって議論してまいりたいと思っております。また、臨時会では、関係者等からヒアリングを行うなど議論の透明性も高めたいと思っております。今後は2月をめどに適正化の総論を取りまとめ、そしてこの文教くらし委員会でもご報告をさせていただきたいと考えています。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。早速委員の質問に対して適切に対処していただきましてお礼を申し上げます。

それでは、ただいまより、その他の質問を行いたいと思います。

○藤野委員 今般の一般質問で教員の長時間勤務について行いました。若干深く掘り下げというか、詳細についてお聞かせいただきたいと思います。

まず初めに、教員の負担となっている事務処理、あるいは保護者対応についてですが、これはICT化に努めていく、あるいは保護者対応についてはコミュニティ・スクール等々で対応していくということですが、もう少しこのICT化あるいはコミュニティ・スクールの進みぐあいというか、効果についてお聞かせをいただきたいと思います。

○吉田教育長 まず、ICT化の件ですが、教員の事務作業の中に、報告書でありますとか、あるいは成績処理、これも各学期ごとの成績、通年での成績処理、それから指導要録を担当が書くこと、こういったところでどのようにデジタル化、電子化できるのが課題になっております。本県では、高等学校でも教員の1人当たりのコンピューターの台数が少ないという現状があり、教員用のコンピューターをどのように整備していくのかは課題となっています。まず、生徒用のコンピューターを毎年整備しておりますけれども、生徒用のコンピューターは実を言いますと学校ごとに整備しているのが現状であり、これはやはり県全体で高等学校は33校で、33校整備する方向に今持っていきながら、学校単位で入札するよりも、学校ごとに県全体で入札をしていく方向に持っていきながら、そこで財政的にも効率化が図れると思っておりますので、教員のコンピューターの整備をどのようにするのか。場合によっては、入試関係のソフトを全県的に入れる、成績処理のソフトを全県的に入れるといったことでもって事務処理を効率化していきたいというのがICT化に関する今の考え方です。

それから、コミュニティ・スクールをどのように進めているのかですが、コミュニティ・スクールというのは学校運営協議会を設置することで、地域の方、それからいろいろな関係者を交えて学校運営協議会を持つ。そこで学校長が教育方針なりを承認をいただくといったコミュニティ・スクールにすることによって、教員がどれだけ学校で働いているのかも含めて、しっかり学校運営協議会でコンセンサスを得て、そして地域の人に理解をしていただく、非常に困難な保護者対応がある場合には、場合によっては私は学校運営協議会名でその保護者対応をするような、そういった仕組みをつくってきたいという

ことも考えています。現在、コミュニティ・スクールを県立高等学校では3校設置しました。市町村の小・中学校については、奈良市が11校、五條市が13校、葛城市が7校、上北山村で2校、県立学校が3校で、合計36校のコミュニティ・スクールの制度化がされているところですので。以上です。

○藤野委員 今、学校運営協議会とPTAの絡みはどうなっているのですか。

○吉田教育長 学校運営協議会の委員の中にPTAの代表の方が入るのが、コミュニティ・スクールの運営協議会の制度になっていると思います。

○藤野委員 少し形骸化している向きはないでしょうか。活発ないわゆる学校のさまざまな課題を学校がもっと浮き彫りにしながら、学校運営協議会、地域の方々、あるいはPTAも絡みながらの対応を考えていく、本来ならそのようにしなければならないところ、少し形骸化している部分もなきにしもあらずかなと、聞き伝える話だけなので確たるものを持ってお話しするのではないのですが、その辺を聞かせていただきたい。

○吉田教育長 今、藤野委員が形骸化しているとおっしゃったのは、恐らく学校評議員という制度が既にできております。この学校評議員制度は、学校長の諮問機関で、学校長が評議員会に諮問をすることによって議論をされると、それがやはり形骸化しつつあると。学校運営協議会は、学校運営の方針を運営協議会で決定しますので、学校評議員制度よりも、より実効性の高い制度になっていくと思っています。

県立学校ですけれども、この学校評議員制度を2年後には廃止をしたいと。そして学校運営協議会に順次学校が独自に移れるような、そんな制度にしていきたいということです。藤野委員がおっしゃるような形骸化している学校評議員制度から、より実効性の高い議論になるコミュニティ・スクール、学校運営協議会に変えていこうとしています。

○藤野委員 理解できました。ありがとうございます。その学校運営協議会に移行することも含めて期待を申し上げたいと思います。

ICT化については、私が言おうとしたことをもう既に教育長におっしゃっていただきました。要はコンピューターの台数、教員のコンピューターの台数も非常に少ないということですので、ICT化ということであるならば、そういった充実も今後ぜひともお考えになっていただきたいと思います。

続いて、クラブ活動についてです。高等学校あるいは特別支援学校では、週1日休んだ学校が約73.6%あるということですが、中学校の実態は県教育委員会としては把握をされておられますか、平均値で結構です。

○香河教職員課長 中学校の部活動休養日の設定状況です。先般の本会議で県立学校についてはお答えをさせていただきました。中学校については、学校単位、クラブ単位はまだ集計中で、今、ご報告できませんが、少し違う見方なのですけれども、中学校については週2日を目標、ただし少なくとも週1日ということで通知をさせていただいております。この中で、週2日の目標を達成できた週の割合という集計のとり方をしておりまして、休養日2日を達成できた達成率ですけれども、運動部については45.6%、また休養日1日のみを設定、達成できた週の割合は48.6%、いずれも運動部についてです。合わせますと9割を超える週で週1日以上休養日の設定ができていくということをつかんでいます。ただ、学校単位、クラブ単位の集計がまだできていませんので、これにつきましてはまた改めて報告させていただきます。

○藤野委員 部活動指導員を今後の検討材料ということで、さまざまな取り組みがされると思いますが、総合型地域スポーツクラブで、たしか私の子どもが中学生ぐらいのときには、地域の方々も顧問にはなれませんが、コーチとしてよく部活動のお手伝い等がされておられます。今余りそのお話を聞かないですね。地域の方から聞いても、中学校ですけれども、中学校からの問い合わせも減ってきたという話もあったのですけれども、今、この地域の方々があるクラブのお手伝いをする、コーチあるいは指導するなどという取り組みを各市町村教育委員会では、余りされていないのでしょうか。

○吉田保健体育課長 現在も全ての市町村教育委員会が実施しているわけではありませんけれども、そういう取り組みを実施している市町村もあります。平成26年度、平成27年度、平成28年度の3年間は、くらし創造部のスポーツ振興課が中心となっただき、教育委員会と連携して総合型地域スポーツクラブと学校運動部活動との連携事業もしました。県内にモデル地域をつくりまして、その地域で指導者の派遣、あるいは交流事業といったものも実施しています。ただ、それが全県的に拡大しているのかというと、そこはまだ難しい面があります。以上です。

○藤野委員 全県的にまだそこまでということですが、地域の方々も部活動をお手伝いされる、指導されるのは大変意義のあることですし、また、効果もあるのではないかと考えております。今後、部活動指導員といったことにも取り組まれるということなので、今後の取り組みも注目をしたいと思っています。

もう1点は、小学校高学年の教科担任制の導入や、それにつながっていく小中一貫教育、これはまだきょうお話ししてもなかなかご答弁できないかと思うのですが、現状として、

議論としては成り立っているのか、さわりだけお聞かせいただければありがたいです。

○深田学校教育課長 小中一貫教育にかかわってです。小中一貫教育については、今年度6市26中学校区で行われています。小中一貫教育は、義務教育の9年間を一貫して行っていくと。その中で、藤野委員がおっしゃったように、小学校における教科担任制といったものも教育の中に含まれてくるわけです。それで、今後ですけれども、学校の設置は市町村です。ですから、市町村が小中一貫教育を進めたいということで話がありましたら、県といたしましては、それにかかわりまして、教育課程の系統性や、また、小・中学校の教員の指導力の向上に向けてのアドバイスなど、取り組みを支援してまいりたいと考えているところです。

○藤野委員 今回触れました質問については、例えばICT化あるいはコミュニティ・スクールといった地域の交わり、あるいは先生方の事務の合理化、そしてまたクラブ活動の地域のさまざまな指導、お手伝いも含めて、少しでも教員の長時間労働、長時間勤務、この減少につながればいいなと思っておりますので、今後さらなる取り組みをぜひともお願いしたいと思います。

また、さまざまこういった取り組みをするに当たっては、アンケート調査等々もいろいろされておられるかと思えます。ただ、そのアンケート調査自体も、かなりの項目で、それすらもかなり時間がかかる、そんなお話もお聞きするので、痛しかゆしのところがあるかもわかりませんが、そういうところも気をつけていただき、さらなる取り組み推進をお願いして、質問を終わります。

○岡委員 3点ほど、質問したいと思います。

1つは、高校における発達障害児童に対する対応として、最近、通級学級を設置する方向です、このことについて1点。それから2つ目は、給食に関する話ですが、学校の給食費の特に無料化という角度からお尋ねしたいと思います。3点目は、今、J-ALERTにありますように、緊急避難の問題、また、防災も含めて、学校の避難対策はどうかと、この3点を順次お尋ねしたいと思います。

まず通級学級について、ご存じのとおりいよいよ来年3月からは国も本格的に高校においてもこういう学級の設置を積極的につくっていくということで、今、全国では幾つかトライをされているようですけれども、要するに小学校、中学校では発達障害を持ったお子さんに対する対応がかなり充実していると思うのですが、高校についてはほとんど今の実態はなかなかされていないし、これからどうなるのかなど。そういうお子さんを持ってい

る親御さんにすれば、進学、進路を考えるとときに、やはり学校の受け入れ体制等も非常に心配だというお声も聞いていますので、まずこの点について現状と、今後の考え方をお尋ねしたいと思います。

○**深田学校教育課長** 高校の通級指導についてです。平成21年、少し古い資料なのですがけれども、国が実施した調査で、高校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒の割合が約2.2%であるという結果が報告されているところです。こういった現状の中で、高校における障害に応じて特別な指導を行う通級による指導のニーズが高まる中、また、インクルーシブ教育の理念を踏まえまして、昨年12月に学校教育法施行規則が改正され、平成30年度、来年度から高校における通級による指導の運用が開始されます。

小・中学校における通級においては、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として、障害による学习上または生活上の困難を改善、克服するための教室、指導するための指導を行うことを目的としています。本県では、今年度は小学校20校、28教室、中学校5校、5教室で通級による指導を実施しています。

高校への通級による指導の導入については、中・高の教育の円滑な接続を図る中で、それまでの通級指導をより発展させること、そしてインクルーシブ教育を推進させるための取り組みの一つであると考えています。

また、導入に当たっても、さまざまな課題があります。例えば対象生徒を決定していく判断の難しさ、通級による指導を実施する学校の選定、また専門性のある教員の配置などの課題が想定されるところです。

現在、高等学校では、特別支援教育の推進役として、特別支援教育のコーディネーターを対象とした研修をしています。高校における特別支援教育の充実に努めていますが、今後は本県で通級による指導を高校に導入する場合の課題検証のためのモデル事業の実施に向けて検討してまいりたいと考えています。

○**岡委員** 現状と概略は今、ご説明いただきましたので大体わかったわけですが、今、2.2%という一つのデータもあるというお話でしたが、また別の施設によりますと、小学校等では発達障害と思われる子どもの占有が大体数%いるという説もあるわけです。その方が全部高校へ来るのかどうかはありますけれども、いずれにしてもこの2.2%という数字は、かなり少な目にしか見てないのではないかと、もう少し大勢の、そういう指導が必要なお子さんがまた上がってくる可能性があると思われれます。

それと、今、最後のほうでおっしゃいました例えば専門的な指導のできる先生の育成は

やはりなかなか悩ましい。やはり人員の問題もあろうかと思しますので、学校の先生の定員の問題等との絡みもあって、大変悩ましいと思います。単純に計算して、仮に2.2%としても、今、本県で公立高校に在籍する生徒数掛ける2.2%は何人になるのですか、ざっくりでいいですので、教えてください。

○深田学校教育課長 1学年大体8,000人で、2万4,000人、その2.2%で大体500人です。

○岡委員 でも、この500人は、それだけでも大きいと思います。これで各学校で仮にどのくらいの編制をして先生が対応するかということになりますと、例えば1人の専門的な先生が10人の生徒を見たとしても、50人の専門的なコーディネーターというのか、そういうことができる先生が別に要るわけです。この辺大変な課題だと思いますけれども、要するに今、現実にもうそういう子どもを抱えている親御さんからすれば、これはもう本当に、切実な問題になりつつあるのです。

ですから、高校進学を決めるときにも、そういうことで悩んでいらっしゃる家庭もあるようですので、選択肢を広げてあげる意味においても、全部が全部一斉にというわけにはいかないかもしれませんが、ある意味特色ある学校づくりという中で、ここの高校はこういう生徒には十分な対応ができるスタッフをそろえていますとPRできるものをぜひ早急につくり上げていただきたいし、来年3月から国もそういう方向で、多分予算措置も伴ってくるのだらうと予測していますので、その辺もうまく取り入れながら、一日も早い体制の確立をお願いをしておきたいと思います。

次に給食の話です。給食は、今、食育ということもありますし、非常に学校給食の重要性も今、見直されていると思うのです。子育て支援ということもあります。そこで、まず1点目、現在、奈良県で学校給食を実質自治体が負担をして無料化しているところはあるのでしょうか。あれば、どのくらいあるのか教えてください。

○吉田保健体育課長 県内の公立小・中学校において、学校給食の完全無償化をしている市町村は、黒滝村、野迫川村、上北山村の3村でして、生徒は3小学校、3中学校で計47名となっています。

○岡委員 多分こういう山間部の自治体で、子どもの数が少ないことでもありますので、予算的にもそう大きくないことあろうかと思えますけれども、いずれにしても、これはすぐできる話ではないとは思いますが、給食費の無償化を全県下の小・中学校に広げたら、中学校も含めて、大体お金の規模はどんなものになるのでしょうか。

○吉田保健体育課長 県内の公立小・中学校の年間の給食費を平成28年度、本課がやっている学校給食基本調査結果により試算させていただきますと、小学校の児童数は6万7,209名、これに1食当たりの小学校の給食費、これが県平均で251円、そして年間の給食の実施回数が183日ですので、これに乗じたものが約30億8,700万円となります。続いて、中学校の生徒数は3万1,240名、これに1食当たりの中学校の給食費の平均288円と、年間の給食実施回数174日に乗じたものが約15億6,500万円となります。公立小学校、中学校の給食費を合計しますと約46億5,200万円となり、これが県内の公立小・中学校の給食を全額無償化した場合の年間費用の試算となります。

○岡委員 結構大きな金額になるわけですがけれども、子どもの健康、食育という観点、そしてまた子育て支援という観点からしますと、私はいきなりこの全額を公費でというのは少し暴論かとは思いますが、何かの形で保護者の負担を軽くするような施策が、これから必要ではないかと。大きい小さいは別にして、現にそうやってやっている自治体は、やはり理由があって多分やっていると思うのです。だから本委員会においても、教育委員会においても、そういうことをしっかり一回議論をしていただきたいし、今後どうあるべきかをぜひ検討を進めてもらいたい。私は、基本的には、何らかの形で給食の補助制度なり、国も恐らく近い将来はそういうことも考えてくる時代に入ってくるのだらうと思っていますので、そのときにどうしていくかも含めて、だんだん給食費は親が全部払うものだという時代でなくなっているのではないかなと、義務教育という観点からすれば、そういう時代に入っているように思いますので、これも今後の課題としてぜひ取り組んでもらいたい、研究をしてもらいたいということを要望しておきます。

では最後に、学校での緊急避難のことです。この間、テレビニュースを見ていましたら、北朝鮮のミサイルのときにどう逃げるかということで実際訓練される学校の模様が放送されていました。皆さん一斉に机の下に隠れると。ミサイルであるようなことでいいのかどうか、よくわかりません。すぐにできることいったら、それしかないのだらうということだと思いますけれども、ただ、私はここで、今の北朝鮮のミサイルの問題については、いろいろなデリケートな問題もありますので、教育の場で議論することはあるとは思いますが、やはり実際命を守るという観点からは、何らかの形でやはり子どもたちにも日ごろからそういう話をしておく必要がある。また今、南海・東南海地震が近々来るとも言われていますから、そういうJ-ALERTで発信されるような重大事変があったときに、学校現場は、どのような情報の察知と、それから対応を考えているのか、お聞きしたいと

思います。

○吉田保健体育課長 北朝鮮の弾道ミサイル発射に係る件についてですけれども、文部科学省から、9月8日付で「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」という通知がありました。また、9月15日付で「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJ-A L E R Tによる情報伝達について」という、2回の通知があり、これを受けて、直ちに県立学校と市町村教育委員会にその内容を通知したところです。主なものは、危機管理マニュアル及び学校安全計画を見直すこと、それからJ-A L E R Tが発報された場合の児童生徒の避難誘導等の安全確保の方策について、まずは教職員が共通理解していることが、その通知文の中で示されていました。

これらのことを受けまして、先週、9月19日に、教育委員会の関係各課、それから県立学校長会が集まりまして、このJ-A L E R Tが発報された場合の対応について協議を行い、本県としての対応を検討したところです。

今後は、仮称ですが、弾道ミサイルに対する全国瞬時警報システム、J-A L E R Tの対応マニュアルを作成し、県立学校や各市町村教育委員会に示すことにより、各学校ごとのマニュアル作成を支援していく予定です。以上です。

○岡委員 わかりました。ありがとうございます。

これは一つだけ要望というか、お願いですけれども、恐らく子どもたちの間では、北朝鮮のミサイルの問題について、皆、子どもなりにいろいろと議論が起こっていると思うのです。うちの孫の友達の話聞いていたら、攻めたらいいなどと、過激な発言もあります。子どもですから正直いろいろ言います。大事なことは、やはり教育的な影響がありますので、世界の人たちと基本的にまず仲よくするという、平和の世界づくりということを常に念頭に置いた形での話をしてほしいのと、北朝鮮については、このことだけをとってどうこうという言い方は、特に先生方の発言が非常に子どもに大きな影響を与えたいと思います。先生によっても、中には個人的には、子どもと同じという先生もいるかもしれないけれども、その辺は慎重に、教育上変なことになっていかないようにだけ注意をしながらこの問題は扱ってほしいとお願いして、質問を終わります。

○阪口委員 通告しているのは3点です。1点目は、先ほど教育長から県立高校の設置数及び再編、統合校設定についてのお話があったと思います。少し調べてみたのですけれども、平成29年度の奈良県の高校のクラスは967クラスで、3万5,388人かと思えます。平成21年度は985クラスで3万6,546人ですので、約1,200人近く生

生徒数が減少していると。小・中学校の児童数等を見ていけば、あと5年でどのくらいの生徒数になるかが教育委員会は把握できるかと思います。そこで、教育委員会の臨時会で討議するとは言われましたけれども、統合についてわかる範囲でお考えがありましたら、お示し願いたいと思います。

**○前田教育振興大綱推進課長** 県立高等学校の生徒数の動向ですけれども、県内の中学校卒業生数について、平成29年3月の卒業生数は1万3,444人でした。今後、5年後の平成34年3月には1万2,315人、10年後の平成39年3月には1万1,137人が卒業生数と見込まれています。本年3月の数と比べまして、それぞれ5年後には1,129人が減、10年後には2,307人減と推計されています。10年間で15%以上の中学校卒業生数が減少する見込みとなっています。

それから、どのように考えているかですけれども、実際に本年度の定員は8,098人で、合格者は7,833人でしたけれども、未充足になっている学校も数校あります。これらの学校については、教育内容をより充実したものにしていく、コミュニティ・スクールを進めていったり、スポーツクラブとの連携など、各学校の状況に応じたさまざまな取り組みを進めているところですが、今後の県立高等学校の適正化の検討においても、各学校のさらなる魅力向上を図るために特色化をどう図るべきか。また、当該地域の生徒数の動向も踏まえた適正な募集人員についても、検討を行ってまいりたいと考えています。

**○阪口委員** 奈良県の公立高等学校の2次募集を実施したところ、募集人員が330人で、出願者数が109人、受験者数が108人と。220人ぐらい未充足になっています。こういう2次募集の定員割れについて、特にこれについてどのような把握をされているのか、教訓とされているのか、そこをもう少し深く掘り下げてご答弁をお願いします。

**○前田教育振興大綱推進課長** 未充足の学校についてどのように把握しているかですが、約220名の未充足となっている状態ですが、それぞれの地域によって交通の便やいろいろな理由があると思うのですが、先ほども申し上げましたように、学校の特色化、魅力化をさらに進めていくことで、生徒がその学校に行きたいと思えるような教育内容の質の向上を、今後も努めてまいりたいということです。

**○阪口委員** それで、最初に県立高校の設置及び再編・統合校設定について質問しているわけですが。県のホームページに出ていますので、私も随分読んで把握をしています。多様な側面から考えておられることについては理解をしています。地域の問題などいろいろな問題があります。ただ、行きたい学校ということもここに書かれています。生徒数全体が

減少をしていきますので、実際に昨年の場合、2次募集で定員割れになっていると。学校は税金で建てていますので、どこかを何かしていかなければいけないということは非常に難しい課題かと思えます。そこで質問しているわけで、これ以上聞いていっても大変かと思えますので、ぜひ行きたい学校や定員割れ等の現状を見据えて、教育委員会の臨時会でご討議をお願いしたいということで、この質問は終わります。

2点目ですが、スマホで奈良県北部の気温を見ましたら、きょうは30度となっています。結構暑いですね。奈良県の月別、それからきょう、あすなどはインターネットで見たらすぐに出てくるわけです。私が知りたいのは、教室の気温がどうなっているのかです。気温についての考え方もあろうかと思えますので、それについてお聞きしたいと思います。

**○吉田保健体育課長** 学校の教室の室温についてのご質問です。教室の室温については、学校保健安全法に定められている学校環境衛生基準がありまして、その中で教室等の温度は人間の生理的な負担を考えると、夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいと示されています。また、文部科学省の学校環境衛生管理マニュアルの中では、児童生徒等に生理的・心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬季で18度から20度、夏季で25度から28度程度であると記載されています。以上です。

**○阪口委員** どちらのご答弁をお聞きしても30度以下が望ましいことと理解をしています。きょうですと30度になっているわけです。教室の場所にもよりますし、私も教師をしていましたので、生徒が40人ぐらい入りますと、外の温度が30度だとしたら、教室の温度が33度ぐらいになるのではないかと思うのです。そこについては、私は気温が上がるという発想を持っていますが、教育委員会としての認識はどうでしょうか。

**○吉田保健体育課長** 平成26年当時に教室の室温と外気温にどのくらいの差があるのか、抽出ですが、県立学校にお願いして調べたことがあります。雑駁に申し上げまして、今、委員がおっしゃられましたように、外気温よりも教室の気温のほうが高い日も見受けられるのは事実です。以上です。

**○阪口委員** 先ほどクーラー等の請願等もありましたので、こういう質問をしているわけです。私たちも小・中学校含めて、奈良県の全教室にクーラーを設置すべきだと。先ほども質問しましたように、もう30度を超えていると思います。快適に勉強をしていくためには、クーラー設置が一日も早く望まれると思っていますので、またそういう立場で今後とも発言をしていきます。

3点目に移ります。現在、公立高校並びに私立学校の授業料の無償化という流れになっ

ているかとは思いますが、学校教育は授業料と、それから授業料以外のお金もかかると思うのです。例えば、修学旅行、制服、副教材、体操服等々のお金がかかるかと。全てトータルするとなかなかご答弁も大変かと思しますので、例えば修学旅行と制服について、最高価格と最低価格はどのぐらいなのか、お聞きしたいと思います。

○前田教育振興大綱推進課長 修学旅行と制服についての最高価格、最低価格ですが、修学旅行については、行き先や日数、移動手段などにより費用負担は異なっており、各高等学校において、それぞれの教育方針や教育活動を踏まえて最適な旅行を決定しています。費用については、国内の修学旅行で、平成28年度に最も高額だった学校が約8万6,000円、低額だった学校が約5万8,000円でした。高額だったところは3泊4日で九州方面に、移動は新幹線とバスで。低額だったところは、2泊3日で四国方面に、移動はバスで行っています。

一方、制服ですけれども、前年度に行った調査の結果によりますと、女子の夏用と冬用の制服の基本的なブラウス1枚、それから上下という形のもので比較しますと、平成28年度に最も高額だったところで約7万2,000円、低額だったところで約3万3,000円でした。

○阪口委員 かなり差があるかと。私は、高いところを低くしろと言っているわけではないのです。生徒等が行き先を決めて楽しい修学旅行をすればいいわけですし、制服等も安くてもすぐに破れるということでは困るわけです。業者等も地元もあるでしょうし、業者等の利益等も考えていかないと、これは円滑にはいかないと思うわけです。例えば、修学旅行ですと、ずっと昔は企画料がなくて業者が幾らもうけているかわからない、チャンポンになっていたわけです。一定のところから明確にしようと、企画料等という発想が出てきたのですけれども、現在、公立高校等において企画料は修学旅行でどのくらいになっているのか、お聞かせください。

○相知生徒指導支援室長 企画料金については、25校において企画料1%、また5校において企画料2%と、県では把握しています。以上です。

○阪口委員 企画料は1人当たり1%か2%を取るということで、企画料が低いからいいとか悪いとか言っているわけではありませんので、私自身は保護者負担の軽減をしていく意味においては、業者と学校が常に同じところで癒着するのではなく、一定の競争性等を考えていくべきだと。ただ競争、競争で業者の利益がなくなるということになれば粗悪なものになっていきますので、一定のところ、一番調和できるところがいいだろうと思う

わけです。そこで、各現場においては、制服、修学旅行等で、保護者負担軽減のためにどのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

**○前田教育振興大綱推進課長** まず、修学旅行ですけれども、先ほど申し上げましたように、各高等学校の実情に応じてプラン等を決めていくわけですが、費用負担の軽減や活動内容の充実に向けた取り組みの工夫を行うよう、これまでからも県教育委員会から指導してきたところです。現在、全ての県立高校で旅行業者の選定に当たっては、複数業者からプランや見積もりをとり、内容や金額について精査した上で選定している状況です。

一方、制服については、昨年実施した学校の指定物品にかかわる調査の結果を踏まえ、各学校において価格競争の考え方を取り入れながら契約の見直しを図っていくことが重要であると考え、学校指定物品の取り扱いに関するガイドラインを策定し、本年5月に各県立高校に通知したところです。ガイドラインには、保護者代表を含む学校指定物品検討委員会を各学校に設置し、学校指定物品の点検・見直しや、選定手続に関する検討を行うことなどを示しています。現在、各高等学校において、このガイドラインを踏まえ、指定業者の選定に係る手続の透明性を確保し、保護者の負担軽減を図るとともに、説明責任を果たすことができるよう取り組みを進めています。

**○阪口委員** わかりました。そのあたりのガイドラインの徹底等が必要かと思っています。

最後は、これは通告はしていないのですけれども、所見をお聞きしたいと思います。中央教育審議会が、それがイコール今の教育委員会の考えにはならないとは思いますが、中央教育審議会では、登下校の見回り活動は教師の仕事外だということが報道されています。教師の仕事は非常に多いわけですが、部活もあります。私自身も部活をやっていたけれども、部活がほとんど見られないのです。といいますのは、ほとんど平日は会議や研修があるわけです。そうしますと、部活は生徒にさせておくと。砲丸投げであれば、危ないからタオルを投げておくと。やめろと言ったらこれはまたパニックになりますので、保護者が怒ってきますから、タオル丸めて砲丸投げしておくと。先生見てくださいとなると、朝の7時半から陸上を見るわけです。でないと砲丸投げは危ないですし、走り高とびも、中学生でも今、1メートル90センチぐらいまで跳びますので、セーフティーマットをかなり敷かないと、背面跳びで跳んできますから、土の上に落ちたら骨折します。

言いたいのは、ゆとりのことなのです。クラブ活動を減らさないといけない、それからある程度会議や研修も精選してあげなければいけないと。それから見回りのこともあります。教師は多忙であると。これはどういう認識をされているのかと思いますが、誰しもが

非常に多忙であることには変わりないかと。そこでお聞きしたいのは、ゆとりを持たせるためには、何が一番大事なのか、教育次長や教育長の所見、お気持ちを聞かせていただきたいと思います。

○吉田教育長 教員の多忙感をどのように解消すると教育長は考えているのか、所見ということです。学校関係者といろいろ、懇談することもあります。学校関係者は、特に教員の保護者対応が大変です。保護者の対応で追いまくられているという現状をよく耳にいたします。その保護者対応も、教員にかなりの疲労感を味わわせるようなことが連続する、場合によっては教員が精神疾患になる、そういった対応が、私は一番取り除いてあげべきかという思いを持っています。そのためにコミュニティ・スクールをしっかりと導入して、学校運営協議会の中で保護者への対応を、場合によっては専門家、弁護士を交えて対応しなければならない、そんなことも踏まえて対応すべきであろうかと思っています。

それから、本会議で答弁しましたように、やはり教員は授業で勝負をするということで、授業に専念できる環境をつくるために、例えば会議の回数を減らす、長時間の会議を解消する、場合によっては連絡だけで対応できるようにするなど、学校の中で小さなことを見直しながら教員の業務を改善していくこともしっかりやっていくべきである。そのために教育委員会への報告も管理運営規則の見直しなどをして、本当に必要なものであるのかも含めて見直していきたいと思っています。細かいことから大きな保護者対応というものについてどのようにしっかり対応していくのかが、私の今の考え方です。

○阪口委員 それぞれ考え方が異なるかと思いますが、所見で結構です。ありがとうございました。

○宮本委員 何点か質問したいと思います。

教員の多忙化がずっと議論になっていますので、そのことも念頭に置いて幾つか聞きたいと思うのですが、先ほど阪口委員の質問でも、教育長の答弁で、病気になって、休職に追い込まれる精神疾患にかかってしまうという話がありましたが、病気休職者の割合がどうなっているかに非常に興味を持ちましたので、県教育委員会で見つかんでおられる範囲で、病気休職者がどの程度で、どのように推移しているかがわかれば、明らかにしていただきたいと思います。

○香河教職員課長 教職員の病気休職者数についてです。少し古い数字になるのですが、平成27年度で申し上げますと、病気休職者は63名でした。1年前の平成26年度では59名となっています。

○宮本委員 そのうち精神疾患の割合はわかりますか。

○香河教職員課長 平成27年度は、63名の病気休職者のうち42名です。平成26年度は、59名のうち34名が精神性疾患によるものでした。

○宮本委員 非常に高い割合だと感じました。そのことも踏まえながら、一つお聞きしたいと思うのですが、教師の年齢構成を気にしています。といいますのも、特に教員採用のピークが人口急増期、本県の場合、1970年代の後半から1980年代に学校が増設され、教員採用が急増したと思います。そのために50歳代の後半から60歳代の方、いわゆる団塊の世代の少し後の人の割合が多いのではないかと思うわけですが、現在の教員の年齢構成について、学校の校種別に、もしわかれば、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、それぞれ何%ずつぐらいなのかを明らかにしていただきたいと思います。

○香河教職員課長 教員の年齢構成です。小学校に関していいますと、今年度5月時点の数字ですけれども、20歳代が24%、30歳代が29%、40歳代が18%、50歳以上が29%となっています。同じように、中学校は、20歳代が19%、30歳代が25%、40歳代が14%、50歳以上が42%。高等学校は、20歳代が14%、30歳代が15%、40歳代が15%、50歳以上が56%となっています。

○宮本委員 数字を聞きますと、小学校はそれぞれ20歳代が24%、これは非常に多いなと思いましたが、50歳以上が29%となっているわけですが、中学校になりますと50歳以上が42%、ところが30歳代、40歳代合わせると39%しかないということで、非常に年齢構成として中堅的なところが、手薄なのだということがよくわかりました。高等学校に至っては、30歳代、40歳代合わせて30%しかないということですから、担任を持ったり、あるいは生徒とのかかわりなどでも、最も力を発揮する年代が非常に年齢構成としては手薄だということが、よくわかるなと思いました。

そこで、最近よく耳にするのが、特に20歳代で、採用されたばかりの先生が担任のクラスを持ったときに、保護者対応も含めてまだまだ経験が浅いですから、非常にストレスを感じて休職に追い込まれたり、あるいは2年目から担任を持てなくなるという話を伺って、30歳代、40歳代の人はいもう管理職になってしまっていることもあったりして、現場では非常に苦労されていることを伺うのですが、その点で20歳代の教員の方の負担を軽減する意味で、初任者研修のあり方で、こういう保護者対応や、クラス運営などについてスムーズに力を発揮できるようにするための問題意識などはどのように持たれているのかについて、お伺いしたいと思います。

○石井教育研究所副所長 初任者研修講座についてです。初任者研修講座については、教育公務員特例法に基づいて行う法定研修です。新規に採用された教員に対し、実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見を得させるとともに、今日的な諸課題への対応、個々の事例に対応できる能力、こういったものを身につけさせることを目的として、新規採用教員の資質の向上を図っています。

委員お述べの、今日の学校教育現場において若手教員が非常にふえているということで、その負担感の軽減という観点からですけれども、この初任者研修については、実は平成27年度から採用2年目、3年目の先生方を対象とする初期研修講座を開設しており、こちらへ講座実施日に移行するなどの軽減措置を講じています。さらにまた、長期休業期間、夏休み等がありますけれども、そういった実施日数をふやすといった対応、さらには現場にいながらにして受講することができるeラーニングというシステムがありますけれども、こうした研修を導入することで、初任者が学校を離れることなく対応できると、こうした負担軽減措置を講じているところです。以上です。

○宮本委員 研修について、いろいろ工夫をされていることを聞きました。もう一つ、この問題で課題だと思うのが、今おられる教員の研修もさることながら、やはり採用をきちんと行っていくと、人材を確保していくことが大事だと思うのです。その上で数年来課題になっている定数内講師の問題について改めて伺いたいと思うのですが、定数内講師は、ご承知のように産休代替や育休代替などではなく、1年契約の完全な常勤雇用で、担任の教諭などと全く同じような仕事をこなしている。ただ、身分は講師ということです。以前は新学期になっても担任が確定せずに、始業式で担任の先生を発表できない事態もあつたりして、この定数内講師の問題が、大きく明らかになったことがありました。その後の県教育委員会の対応として、早く早期退職者を把握して、3月の人事異動を早目に行うことで、4月時点では講師を確保して確実に配置することをされてきましたが、まだまだ定数内講師の比率が高いのではないかと考えています。

そこで、現在の定数内講師の状況を校種別に明らかにしていただいて、どのように解消を図ろうとしているのか、お答えいただければと思います。

○香河教職員課長 平成29年4月時点における定数内講師の状況です。養護教諭の数を合わせたものになりますけれども、数で申しますと、小学校で471名、中学校で299名、高等学校で149名、特別支援学校で171名、合計1,090名となっています。率に申しますと、小学校で11%、中学校が12%、高等学校は8.6%、特別支援学校は

19. 2%です。

○宮本委員 どのように解消しようと思っておられるかという点もあわせてお伺いしたいと思います。

○香河教職員課長 教員については、団塊の世代の大量退職以降も、まだ大量退職が続いている状況です。それに伴って第2の団塊の世代をつくらないための年齢構成の平準化ということも踏まえて採用を行っているところです。小学校等については、今年度も170名ということで採用数を多く採用をさせていただいていますけれども、まだまだ講師率については高い状況が続いています。これからも職員の年齢の平準化も想定しながら、また今後の定数の推移を見ながら、採用に努めていきたいと考えています。

○宮本委員 先ほど平成29年度の数字で、小学校で11%とお伺いしまして、手元に平成25年度の数字もあるのですが、これを見ますと小学校は9.2%です。平成26年度8.6%となっていたのに、また10%を超えています。特別支援学校はいつか、平成27年度に22.4%と、5人に1人以上は定数内講師という状況から、今回19.2%ですから少し減ったという印象は受けましたが、いまだに定数内講師の比率でいいますと、特別支援学校では2割近くと。全校種平均でも10%を超えている状況で、どのように解消するかという点では、これは解消になかなか向かっていない印象を受けるのですが、これを教育長はどのようにお感じですか。数字的に言いますと、全く解消に向かっていない、その点はどう受けとめておられますか。

○吉田教育長 子どもの数の減少が小・中学校でも続いている現状があります。我々は地教委からいろいろな情報を得るわけですが、ある市で、小学校を1つ、中学校を1つにするといった計画もあると。そういった計画もある程度見込みながら、採用数は余り急激に多く採用することはできませんので、一定平準化するような採用をしています。市町村で統廃合の計画はあるのですが、実際になかなか着手ができていなくて、それぞれの学校が残ることによって教員定数がある一定減らない、場合によってはふえているかもわからない、そういった現状があります。今議会でも、義務教育学校を設置するところがあると王寺町を上げましたけれども、王寺町もそういった計画があると、教員定数全体が効率化されてやはり減少するということがありますので、我々もそれを見込みながら、ある一定、長期間かけて講師率を減少させていく必要があると思っています。

○宮本委員 平準化という話がありました。新規採用の教員年齢構成という資料をいただきますと、今50歳まで受けられるということで、ことしの採用は50歳の方が1人あつ

たということですから、30歳代、40歳代の方の採用も一定、校種によってばらつきはありますが、1割から2割あるということですので、こういった新しい、30歳代、40歳代の人の活躍も大いに期待したいと思っています。

最後に、学校給食の問題について1点質問したいと思います。学校給食は、本来食育の一環として行われますから、これはしっかりと時間をとってクラスメートや同じ班の児童生徒同士で、会話を楽しみながら、よくかんで、味わって食べるべきものだと思うのですが、最近、保護者、あるいは学校の現場の先生からいろいろ伺うのは、とにかく教師も多忙ならば、子どもも多忙だということで、給食の時間が十分にとれないという実態をお聞きします。特にこの2学期は、運動会あるいは文化祭などがありますので、昼休みを使って何か準備をしたり、練習をしたりということも入ってきますので、とにかく早く給食を食べ終われということになりかねないということです。

そこで、いろいろ調べてみますと、給食時間、例えば中学校なのですが、大体40分から50分とっています。ただし、この40分から50分は配膳と片づけも含んでいると。場合によっては10分間や15分間の昼休みをも含んでいるところもありますので、実際食べる時間は、本当に15分もあればいいほうで、下手をすると10分ぐらいで食べざるを得ないということになっていると思うのです。この辺の給食の食事時間の確保もあわせて、食育といいながら食べるのは10分だということでは全く逆行しかねないと思うので、このあたりの実態をどのように把握されているのか、わかりましたら明らかにしていきたい。

**○吉田保健体育課長** 学校給食は、バランスのとれた栄養豊かな食事を適切な指導のもとに提供することにより、健康の保持増進、あるいは望ましい食習慣の形成など教科の学習では得にくい貴重な教育上の意義を有するものであり、学校での食育を推進するに当たって、生きた教材として大変重要なものであることは我々十分認識しております。

委員お尋ねの学校給食に要している時間についてですけれども、小・中学校については学校によって当然差はありますけれども、聞き取りしたところによりますと、おおむね35分から45分間を確保していると聞いています。一般的には現在の給食時間の中で配膳、これが多分10分から15分、そして実際の食事をしている時間が20分程度、後片づけに5分程度までを、この今申し上げた時間の中でできているとは考えています。

ただし、委員お述べのように、2学期は、体育的行事、文化的行事の練習の一端を昼休みに少し入れるとかいうことはあるかも知れませんが、また4時間目の授業が延長する

ことなどによって給食時間が十分確保できないことも想定されます。ただ、県として、その実態が幾らかという数字はつかんでおりません。ですので、今後、栄養教諭等の各研修会の機会を通じて、子どもたちの消化吸収という健康面のこともありますので、そういう面からも給食を食べる時間は十分確保するように周知していきたいと考えています。

○宮本委員 私もお昼ご飯をかき込むほうですから、10分ぐらいだと思うのですが、教育長、ちなみに現役のときはどのくらいで昼食は食べておられましたか。覚えておられましたら。

○吉田教育長 現役とは。

○宮本委員 教員のときです。

○吉田教育長 私は、高等学校の教員でしたので、授業のあいている時間を、もちろん12時を過ぎてからで、高等学校は12時35分ぐらいまで授業がありますので、それぞれの教員が授業のあいている間でとることになっています。

○宮本委員 高校の場合は、比較的時間の確保があったかもしれませんが、小学校、中学校の先生だと、本当に5分で食べて連絡帳等や、テストの採点ということになっているようですので、教師自身がやはりゆとりを持つことも大事かと思いました。ぜひ、先ほど保健体育課長の話にもありましたように、食事時間の確保も十分念頭に置いていただきたいと思いますので、そのことを申し上げまして、終わります。

○安井委員 スポーツ振興についてお伺いしたいと思います。県のスポーツ振興計画は、平成23年から始まったと聞いていますけれども、これは平成23年からいつまでの期間を指しているかわかりませんが、教えていただきたいと思うのですが、その中間見直しについて、今、例えば平成23年から今日まで、どういうことをやってきて、どういう評価が得られているのか、またこれからはどういうところに重点的に取り組んでいこうとされているのか、この状況について少しお伺いしたいと思います。

○三原スポーツ振興課長 スポーツ推進計画ですが、平成25年3月に策定をしています。この計画の目標年度は10年後の平成34年と設定しており、5年後となります今年度、見直しを行うこととしています。計画に定められた成果指標の推移などについては、現在、取りまとめを行っているところです。このうち主な取り組みの概要についてご説明します。

まずは、総合型地域スポーツクラブの育成です。現在、38市町村で64のクラブが活動をしています。また、クラブがある市町村の割合ですが、これは平成22年度で、全国最下位の割合であったものですが、平成28年度では全国第10位まで上昇をしている状

況です。また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、奈良マラソンやリレーマラソンなど、奈良県の特色あるスポーツイベントを展開してまいりました。特に奥大和地域で、豊かな自然環境などを生かしまして、サイクルスポーツイベントなどを市町村や地域住民、関係団体などと連携して展開しており、スポーツを通じて地域の活性化にもつながっているものと考えています。

また、このほか、プロ野球やサッカー、バスケット、ラグビー、バレーボールなどのトップレベルの試合の誘致も行っておりまして、昨年度は44試合が開催されています。特に橿原公苑などでは、数千人規模の人が集まるにぎわいを見せている状況です。

また、施設整備ですが、ネーミングライツやt o t oの助成金を活用して既存施設の機能の向上に努めてまいりました。また民間のノウハウ、資金を活用しまして、P F I方式によるまほろば健康パーク、スイムピア奈良ですが、年々利用者もふえ、県内外、また海外のトップチームにも合宿利用をされている状況です。

このような状況を踏まえ、計画については、施策、事業の体系等一部見直しを行ってまいりたいと考えています。その着眼点として、就学前も含めた子ども、また子育て中の女性、働く世代の方々、高齢者など、それぞれの生活スタイルに応じて身近な地域でいつでもスポーツができるよう、ターゲットを明確にして個々の取り組みを計画したいと考えているところです。

スポーツ施設のあり方については、中長期的な課題も含まれていますが、こちらも民間活力の活用、また県と市町村の連携によるファシリティマネジメントの観点などを考慮して、将来に向けた整備運営の計画もあわせて検討し、取りまとめることとしています。以上です。

○安井委員 平成25年からですか、振り返りまして、今は総合型スポーツクラブが38市町村でされていると、ほとんど全県下で実施されているということで、非常に、皆スポーツに親しむという意味では、いい取り組みをされているとは思いますが、施設整備で少し、お願いというかやはり注目しなければいけないところがあるのですけれども、県のレベル、県が所有するものと、あるいは市町村でいろいろな施設を持っておられますが、こういったものを総合して、やはり老朽化したところもありますし、まだまだ必要としている施設だってありますよね。これが今、5年先のこともおっしゃいましたけれども、それを実施していく上において、施設面での充実は大きな課題になってくるのではないかと考えているのですけれども、県及び市町村でのそういう施設の整備に対して、この基本計

画で充実してほしいという思いがありますけれども、いかがでしょうか。

**○三原スポーツ振興課長** 委員ご指摘のとおりです。施設については、県内の課題、これまでもいろいろとご指摘をいただいておりますけれども、規模の問題であったり、あるいは老朽化の問題もあります。県の施設整備も大事なところですが、委員お述べのように、役割分担があります。それに当たっては、奈良市、橿原市などの大きな施設を有するようなところ、あるいは市町村民の方が主に使われるような施設、そういった規模や機能を、奈良県内の中で配置、役割分担を整理をさせていただいて、今回の整備運営計画の中で検討して反映させてまいりたいと思っています。以上です。

**○安井委員** 特にスポーツに親しむのは、子どもたち、青少年とっていいのでしょうか、そういう人たちがやっぱり体を鍛えていくというか、スポーツをすることによっていろいろな社会的な役割、そしてまた自分の体力向上など、さまざまな面でスポーツを通じて得るところがたくさんあると思いますし、また高齢者の方々にとっては、総合型ではありませんが、やはり社会に参加する、自分の体の健康を維持していくという意味では、福祉のほうでよく言われますように、病院に通って薬をもらうよりも一歩でも外へ出て健康スポーツに親しんでもらうと、そして健康を維持してもらうことこそが高齢者に一番行われているスタイルではないかと思うのですけれども、そういう意味で、この総合型スポーツクラブの育成というのを、高齢者がもう少しスポーツに親しみやすい環境を、つくってほしいという思いで質問したのですけれども、その辺、また次の5年間で十分やってほしいと思います。

次に行きます。先ほどから学校給食のあり方について、食育について質問が出ていましたけれども、小・中学校は学校給食という形で、給食の内容については先ほど説明があったとおりです。私はもう一つの観点から、高校生活で、高校における食育は学校としても、どのように取り組んできたのか、どうしようとしているのかをお尋ねしたいのです。例えば今、社会的には外食産業が非常に発達していると。例えばファストフードとか、しかも高カロリー化ですよ。こういうところの生活形態といいますか、食生活が大きく変わってきている中で、高校での食育のあり方は、どういう計画というか思いで臨んできておられるのか、お伺いしたいと思います。

**○吉田保健体育課長** 学校における食育の推進については、学習指導要領に食育の推進が明記されていることから、各学校においては学校給食はもとより、関連する教科、特別活動及び総合的な学習の時間も含めた学校教育活動全体で取り組んでいただいているところ

です。特に学校における食育の推進体制ですけれども、これは小・中、高等学校も含めてですが、県教育委員会としましては、各学校において食育推進委員会を設置することや、食に関する指導の全体年間計画を作成することを指導しているところです。これらの委員会の設置や指導計画の策定は、学校長の責任、指導のもと、小・中学校においては食に関する専門家である栄養教諭が中核となり、高等学校等においては食育担当の教員等が中心となり、管理職のリーダーシップのもと、計画等を作成し、取り組みを推進しています。

そして今、委員お述べの、例えば外食産業での高カロリー等に対してどういう指導をしているのかという点ですけれども、例えば、先ほど申し上げましたように全教科で横断的に展開していくということですので、高等学校の保健の授業の中では栄養素に関する理解、あるいはメタボリックシンドローム、行き過ぎたダイエットの弊害等が、保健の教科書の中にも食事と健康という単元で取り上げられていますので、そういうところで指導をしているのが実態です。

**○安井委員** 指導しているということですが、特に計画性というのか、一定その方向を教育委員会として定めて、学校の取り組み方について徹底していくというのか、教育委員会の思いを各学校それぞれにどういう形で計画的に進めていくのか、学校に対しての指導といいますか、学校の状態を把握するためのそういった指針をおつくりになっているのか、どういう体制で臨んだらいいのか、ただ単に今の説明では保健の時間で定められているのではなく、学校としてどう取り組んでいくか、具体的な計画をつくっていかなければならないのではないかと思うのですけれども、計画を定めるという点ではいかがでしょうか。

**○吉田保健体育課長** 先ほど言葉が不十分だったかもわかりませんが、県教育委員会としましては、各学校において食育推進委員会を、学校長の指導、責任のもとにまず設置していくことをお願いしています。この設置状況あるいは開催状況については、県教育委員会として毎年調査し、把握しているところです。

それから、食育という教科はありませんので、それぞれの教科、科目で関連する分野を、どの時期にはどの教科でどういうところで食に関することを触れていくかを全体計画として定めており、それを県教育委員会に各学校から提出していただいています。

**○安井委員** 一定県教育委員会としてもその状況を把握していると、把握できるようになっているということなのですね。わかりました。それで、各校の推進委員会がばらばらならず、できるだけ一定安定した形で県教育委員会としても把握し、子どもたちの健康を守っていくと、そして子どもたちの発達期に合った食育を、ぜひとも推進していただきたい

いということをお願いしておきます。

それから、もう1点、特別指導のあり方についてお伺いしたいのですが、問題を起こした子どもたち、生徒に対して、学校として、特別指導ということで反省を促してきたという経緯が過去にあります。しかし、各学校でそういう基準や指導の方法は、特に一定のものではなしに、学校それぞれが対応されてきて、教員の間でも取り組みに不十分なところも出てきたのではないかと、取り組みに反省すべきところがあったのではないかと、思ったりするのですけれども、現状はいかがでしょうか。

**○相知生徒指導支援室長** 子どもを取り巻く環境は多様化しており、生徒集団全体を対象とした一般的な指導では解決できない場合も少なくありません。県内の県立高校では、問題行動等を起こした生徒が、みずからの行動を反省し、今後どうしたらいいかに気づき、充実した学校生活を送っていけるよう、説諭や学校内謹慎等といったいわゆる特別指導による指導支援も行っています。この特別指導については、安井委員お述べのとおり、各学校の実情や個々の生徒の状況により取り扱いや基準に差異が生じることもあります。

また、本年6月に提出されました県立高等学校転落事象に係る県いじめ対策委員会の調査報告書では、学校の特別指導のあり方が指摘されました。生徒や保護者に指導の目指すところが十分理解されていない場合や、問題行動に至った背景を複数の関係者で分析し、見立てるといった視点が不十分な場合があります。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、各県立学校における特別指導の透明性と統一性を高め、特別指導のあり方について整理を行い、個々の生徒にとってどのような指導が真に必要なかを見きわめ、関係教職員が共通理解をしながら指導を行うことを全県的に推し進めることが重要と考えています。

**○安井委員** 実はそうなのです。ところが、例えば反省を促すという意味の中の一つに、例えば禁制するとか、ある程度の指導があると思うのですけれども、法的には定まっていませんので、何をどうしようがその学校、あるいはその指導の人の判断によるわけですが、やっぱりばらつきがあるところにある意味では個性的であって、そういうところはそれで尊重されますけれども、一定のそういう考え方というのは、現状の問題をそれぞれ打破していくには、少なくとも一定のものがいいかなと思うのですけれども、その問題点、指摘されたことについては、今後も学校の、あるいは担当者の判断に委ねていくということなのではないでしょうか。

**○相知生徒指導支援室長** この報告書でも指摘があったことも踏まえまして、県教育委員

会では、今後の特別指導のあり方検討委員会を立ち上げ、第1回委員会を8月28日に開催いたしました。毎月開催していく程度のペースで進めていきます。本委員会は、県高等学校長会、県高等学校生徒指導研究協議会、県スクールカウンセラー及び県教育委員会事務局で構成されています。今後、本委員会で議論を深めまして、特別指導のあり方に関するガイドラインを本年中に作成し、生徒理解を基盤として子どもの成長につながる指導、支援が行われるように、このガイドラインに基づく研修も、その後、全県立高等学校で実施する予定です。

○安井委員 ぜひともそのガイドラインをおつくりになって、そして適切な指導という、あまり学校同士で隔たりのないといいますか、やはりそういう点は共通したところと同じような状態で考えていただくのが大事ではないか。それはある意味では、学校に対して希望のある、子どもたちにとっても希望のある学校生活がやっぱり送りたいですね。希望のある学校。そういう意味では、生徒と学校の信頼関係が築かれていなければ、子どもたちの希望が薄れてしまいますし、学校としてもそういう問題を抱えたままでは何一つの解決策もないわけですので、子どもと学校との信頼関係を結ぶ意味で、また希望のある学校生活を送れるという広い大きな意味でガイドラインを全県的に決めていただいて、特別指導のあり方を改善していただきたいということをお願いします。以上です。

○中川副委員長 まずは、吉田教育長に、冒頭で、前回の私の質問を受け、早急に対応いただきことを、報告いただきましてありがとうございます。私からは、大きく2点質問しようと思います。1点目が非正規の教職員について、2点目が文化財行政についてです。

まず、非正規の教職員について、先ほど宮本委員からも関連する質問がありましたけれども、私からは地方公務員法や地方自治法の改正の観点からの質問です。先ほど来、国会で地方公務員法及び地方自治法が改正され、平成32年4月1日から新しく施行予定であると。これは臨時、非常勤の職員の任用や給付のあり方の適正化という点で新しくなるというものです。この中には、奈良県の県費負担の教員、職員も含まれてくるものですので、実態の把握や定数の管理に向けて取り組んでいく必要があるのではないかと考えておりますけれども、現在の状況はいかがでしょうか。

○香河教職員課長 今般の地方公務員法及び地方自治法の一部改正の主な改正点は、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備され、また特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保することを内容とするものです。また、学校に勤務する教職員の定数に関しては、小・中学校、それから県立、公立の高等学校、それぞれ教職員定数

の標準に関する法律があり、その法律の中で規定されています。基本的にはその基準に沿った形で定数措置をされているところです。

今回の改正法の施行まではまだ約2年6月ありますけれども、国からの助言や、また他府県の動向等を踏まえながら、また知事部局とも連携をしながら、円滑な施行に向けて努めていきたいと考えています。

**○中川副委員長** 定数の管理といいますか、人数の区分が変更が生じる可能性があるのではないかとこの観点も持っております。今まで、最高裁や高等裁判所の判例でもありますが、非常勤という形で雇っていても、実際には常勤に近い働き方をしている場合には、常勤の実態に即して給与面もやっていかなければならないのではないかと、そういった判例もありますので、実態の調査の結果いかんによっては、教員、職員の区分の変更、人数の把握も変わってくるのではないかと考えているのですけれども、その点、現状はいかがでしょう。

**○香河教職員課長** 学校、教員に関して申し上げますと、先ほどから出ておりました臨時的任用職員といいますのは、基本的にこれは地方公務員法の第22条で規定をされている職員です。これは、改正後の地方公務員法でも引き続き規定をされていますが、ただ、その任用要件の厳格化は求められているところです。また、学校ではもう一方、非常勤講師が勤務しています。この非常勤講師については、同じく地方公務員法のこれは第3条第3項第3号の規定に沿った形で任用しています。今は特別職として任用していますけれども、この部分については、さらに限定的に任用要件が縛られる部分があるようですので、このあたりについては引き続き研究を進めていきたいと考えています。

**○中川副委員長** 引き続き研究されていくということですが、こちらの国の意図としては、昨今厳しい財政のもと、数の管理も適正にやっていく必要があると。なおかつ、そういう財政の管理とあわせて、実態に即して職員、ここでは教員も含めてですけれども、待遇をよくしていこうという意図があるかと思うのですけれども、知事部局との連携については、具体的には財政課といったところを想定していらっしゃるのでしょうか。

**○香河教職員課長** 今回の改正の中では、会計年度任用職員が新たに設けられます。これについては、もちろん教育委員会だけではなく、知事部局を含めた県全体の中での任用がこれから考えられますので、これの処遇の面といった部分については、当然私どもだけではなく、知事部局等とも十分協議をしながら、これから任用のあり方も検討していく必要があると考えていますので、そういった点で知事部局と連携は必要になると考えていると

ころです。

○中川副委員長 先ほどの少し前の答弁なのですけれども、数の管理については、関係の法律にもものをもってやっていくとご答弁をいただきましたけれども、それは2月現在で、そのプラス数であったり、生徒の数に即して標準化法にのって決まった数を粛々と埋めていくという、そういった考えに基づいているのでしょうか。

○香河教職員課長 小・中学校に関して申し上げますと、基本的には学校での学級数によって必要とする先生の数が決まります。その必要となってくる数を正規の職員、それから先ほどから出ておりました、いわゆる定数内講師と言われている臨時的任用職員でその定数分を確保させていただくということです。また、それにプラスをして、例えば職員が育児休業や産休をとったりといった場合に、その代替職員として、そのかわりになる先生を講師としてやはり任用をさせていただいています。これもいわゆる臨時的任用職員になりますので、基本的にこの定数内で配置している臨時的任用職員と、育児休業等に伴います代替の職員、大きく分けてこういった形での任用ということになっています。

○中川副委員長 先ほど他府県の例も研究しながらというお話があったのですけれども、こちらは平成32年4月からの施行で、今から2年半後であると。最後の平成31年度の1年間でそういった何かしらの計画をつくってがっとうろろうと思ってもなかなか急ですので、実際には来年度、平成30年度、そして平成31年度にかけて何かしらの動きをつくっていく必要があるのかなと考えています。そういった中で、実際にこちらの法律の改正に合わせて何らかの動きをとっていくとなった場合に、計画や方針の策定というのは、今年度中には大まかなものはつくっていかねばならないのかと思いますけれども、今どのようなお考えでしょうか。

○香河教職員課長 スケジュールについては、先ほどの処遇面などもどういった形で規定されるのかもありますので、このあたりについては知事部局ともう少し詰めさせていただきたいと思っています。

○中川副委員長 知事部局と調整した上でご答弁いただきましたので、そうしましたらこちら引き続き見ていきますけれども、違った観点で2点ほど質問したいと思っています。非正規の教員については、昨今毎年任用を繰り返したり、先ほど宮本委員からもありましたけれども、新年度直前にならないとわからないといったこともあります。あるいは当然来年度引き続き雇われるのかなと思っていたら雇いどめされたとか、あるいは主たる収入としては生計が成り立たないのではないかといった問題も一部であります。そういっ

た中で、非正規の教員については、正規の教員へ登用していくということもある程度同時に考えていかなければならないかと考えておりますけれども、その点、現状はいかがでしょうか。

○香河教職員課長 講師としての経験も大変貴重なものであると考えているところです。教員の採用試験においては、平成27年度に実施した試験から受験資格を緩和し、県内で常勤講師の経験が3年以上ある方については、年齢制限を50歳まで引き上げさせていただきました。また、今年度実施した試験では、第1次試験における一般教養試験及び集団面接を免除することとしました。臨時的任用職員から正規職員へとなる機会については、これによって一定確保されているのではないかと考えています。

○中川副委員長 これはほかの府県と比べまして、例えば50歳まで延長した、集団面接を免除したといった取り組みはどの程度のものであるか、そういった比較のお話をさせていただきますでしょうか。

○香河教職員課長 他府県との比較という部分では、今、手元にありませんので、また改めてご報告をさせていただきたいと思えます。

○中川副委員長 そうしたら引き続きこちらも比較させてもらいます。一方で、非正規の事務職員、県費負担の事務職員ですけれども、こちらも正規の事務職員へ登用する道というのはどの程度ありますのでしょうか。

○香河教職員課長 小・中学校の事務職員の採用試験については、人事委員会で実施をしているものです。現在、公立の小・中学校の事務職員の採用試験においては、これまで年齢が18歳以上21歳までを試験区分にしておりましたけれども、それに加えて年齢が22歳から35歳までの新たな試験区分が昨年度より設けられたところです。その結果、臨時的任用職員として勤務されていた方が採用試験に合格された例も出てきております。一定の年齢制限のもとではありますが、臨時的任用職員についても正規職員になる機会が設けられており、積極的に受験をしていただければと考えています。

○中川副委員長 もしわかればですけれども、先ほどの教員、そして今回の事務職員の話、両方について、非正規で雇われていた方が試験で受かった人数のうち何割ぐらいいたのかといった数字は今ありますでしょうか。

○香河教職員課長 講師の方が合格した率ですけれども、今年度実施をした採用試験について、先般合格発表をさせていただいたところです。この試験において、合格者の中で講師経験者が占める割合は、49.3%でした。

○中川副委員長 事務職員については、今、数字はないということなのでしょうか。

○香河教職員課長 申しわけありません、事務職員については、人事委員会で試験を実施しておりますので。

○中川副委員長 わかりました。そうしましたら、こちらの件は、最後になるのですけれども、非常勤であったり臨時的任用の、臨時的任用は定数内とか定数外も含めて、区分ごとの人数、実数も含めました資料をまたいただけますでしょうか。

○香河教職員課長 臨時的任用の数について、またご報告させていただきます。

○中川副委員長 そうしましたら、2点目の文化財行政について質問させていただきます。こちらは、今、文部科学大臣から文化審議会に諮問があり、文化財保護法が今度改正される動きがあると聞いています。その中で、これは美術工芸品の展示についての規制緩和が予定されていたり、あるいはその現状変更について、その権限が国から市町村におりてくるといったものも予定をされていると聞いています。そういった中に奈良県でも対応させて検討していこうと、新たな制度をつくっていこうといった動きがあると聞いているのですけれども、現状どのようなものなのでしょうか。

○名草文化財保存課長 ことし文化財保護法の改正が予定されております。それに対応するというわけではありませんが、昨年度文化資源活用分野に力点を置く奈良県文化振興大綱ができました。また、平成32年度中においては（仮称）国際芸術家村、我々の文化資源の修復・活用の拠点となる芸術家村の開設が予定されています。それにあわせて文化財保護の体系を考えていこうと、勉強会のようなものやっっていくことになっております。

○中川副委員長 勉強会をやっっていくということで、そちらは本来であれば、県には文化財保護審議会があります。こちらは文化財保護法の第190条を受けて、奈良県でも条例で設置をしていると。文化財行政について、教育委員会から諮問を受けて議論するのですけれども、本来であればこちらでの議論も必要なのかと考えていたのですけれども、まずは勉強会でその方向性を議論していくと。それも教育委員会の部局だけではなく、知事部局も含めて広く議論していくという理解で正しいのでしょうか。

○名草文化財保存課長 はい、広く議論していこうと考えています。文化財保護法の改正も、委員がおっしゃるように中間取りまとめに関する報告が出ました。その分析も含めまして、広く議論してまいろうと思っています。

○中川副委員長 8月2日に中間のまとめ案があったということで、そのことかと思いま

す。こちらは引き続き、こちらでも注目していきたいと思っています。質問は以上です。

○中村委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終了します。

次に、委員長報告についてでございますが、正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。